

公益社団法人杉並区成年後見センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人杉並区成年後見センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、成年後見制度を周知・普及するとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、その他支援を必要とする者に対して、成年後見制度に関する相談や利用の支援、福祉的配慮に基づく後見事務を提供することにより、区民の日常生活の安心及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(事務事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事務事業（以下「法人事務事業」という。）を行う。

- (1) 成年後見制度その他この法人の目的を達成するために必要な事務等の広報、普及及び啓発活動
- (2) 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- (3) 成年後見人等からの相談、情報提供及び地域・関係機関との連携に必要な事務
- (4) 成年後見人、保佐人及び補助人並びに任意後見人の事務
- (5) 契約に基づく日常生活に関する法律行為の代理及びこれに準ずる事務
- (6) 成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人並びに任意後見監督人の事務
- (7) 社員からの依頼に基づく老人福祉法、知的障害者福祉法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する区長による成年後見、保佐若しくは補助開始の審判の請求に必要な事務
- (8) 前各号に関連する事業及びこの法人の目的に合致する事務事業

(利用者)

第5条 法人事務事業を利用することができる者は、原則として杉並区民とする。

2 法人事務事業を展開する区域は、原則として杉並区域内とする。ただし、入所、入院等の事情により利用者が社員の行政区域外にあるときは、可能な限り対象とするものとする。

(利用料)

第6条 第4条に定める法人事務事業のうち、第1号の事業、第2号に掲げる相談事業以外は、原則として有料とする。

第3章 社員

(社員名簿)

第7条 この法人は、社員の名称及び所在地を記載した名簿を作成する。

(社員)

第8条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次項の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

2 この法人の社員になろうとする者は、この法人所定の様式により申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第9条 社員は、社員総会で別に定めるところにより、この法人の運営に必要な経費を支払う義務を負うものとする。

(任意退社)

第10条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、4月又は5月に開催する。

2 臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第17条 社員総会は、この定款又は法令に定めがあるものを除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面を、総会の日の一週間前までに、総社員に対してその通知を発送しなければならない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日の一週間前までにその通知を発送しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その総会において、当該総会に出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第19条 社員総会は、社員の過半数の出席により成立する。

(議決権及び決議)

第20条 社員は、1社員1議決権を有する。

- 2 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長及び出席した理事が記名、押印しなければならない。

第5章 理事及び監事

(種類及び定数)

第22条 この法人に、理事及び監事を置き、その数は次に定めるところによる。

- (1) 理事 4名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長の職務を補佐する。

4 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会に付議すべき事項の審議、決定

(2) 社員総会で決議された事項の執行に関する事項の審議、決定

(3) 前2号に掲げるもののほか、この法人の業務の執行に関する事項の審議、決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発送しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

(定足数及び決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(基金)

第40条 この法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、社員総会で別途決議した場合を除き、解散後他の債務の弁済が終了するまで返還しない。
- 3 基金の返還手続については、社員総会において返還すべき基金の総額についての決議を経た後、理事会の決するところに従い返還する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議に基づき変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この法人の設立時の理事及び監事は次に定めるとおりとし、その任期は、第20条の規定にかかわらず、就任後最初に終了する事業年度に係る定時社員総会の終結の時までとする。

理事長	田	山	輝	明
副理事長	小	林	英	雄
理事	山	口	治	夫
理事	窪	田	茂	比古
理事	阿	部	卓	見
理事	泉		亮	
理事	宮	川	正	比古
理事	松	本	義	勝
理事	長	田	斎	
理事	清	水	正	弘
監事	古	谷	野	亘
監事	菅	沼	功	

附 則

この定款は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益認定を受けた日から施行する。

これは、本法人の定款である。

平成26年5月30日

一般社団法人杉並区成年後見センター

理事長 田 山 輝 明